



協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター
健康 いろは & 健康 かえで

入院などで 高額な医療費を支払ったとき

高額療養費 編

Q1.

医療費の自己負担が高額になったときに、健康保険からの給付はありますか？

高額療養費を協会けんぽにご申請いただくことにより、ご自身の自己負担限度額を超えた金額の払い戻しを受けることができます。

※保険外の診療、食事代、差額ベッド代などは対象外です。

Q4.

年に4カ月以上高額療養に該当するときは、自己負担限度額が減額されると聞いたのですが？

診療月以前の12カ月間に、すでに3カ月以上高額療養費に該当している場合は、4カ月目以降の自己負担限度額が軽減されます。
(「多数該当」といいます。)

Q2.

高額療養費の申請をしてから、支給までどれくらいかかりますか？

高額療養費は、保険医療機関等から協会けんぽへ提出される診療報酬明細書の確認が必要であることから、診療月から3カ月以上かかります。

そのため、医療費が高額になることがあらかじめ分かっている場合には、窓口でのお支払いを自己負担限度額までにとどめることができる「**限度額適用認定証**」をご利用ください。

Q5.

入院期間が2カ月にまたがりましたが、申請書は1枚でいいですか？

申請書は、**1カ月毎に1枚必要です**。
高額療養費は1カ月(暦月単位)にかかった医療費をもとに決定します。
入院期間が2カ月にまたがる場合は、診療月ごとに提出いただき、月ごとに自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。

Q3.

一人で複数の医療機関を受診したり、家族で複数の医療機関を受診した場合はどうなりますか？

同一世帯で同一月に一医療機関での窓口負担が一定の条件を満たしていれば、世帯で合算することができます。(「一定の条件」について、詳しくは裏面をご確認ください。)

例) 受診者が70歳未満で被保険者の区分が「工」の世帯の場合

Aさん 入院(A病院)	Aさん 通院(A病院)
①窓口負担額 4万円	②窓口負担額 3万円
Bさん 入院(B病院)	Bさん 通院(C病院)
③窓口負担額 5万円	④窓口負担額 2万円

【支給額の考え方】

- ①②③→合算対象
- ④ →21,000円未満のため合算不可

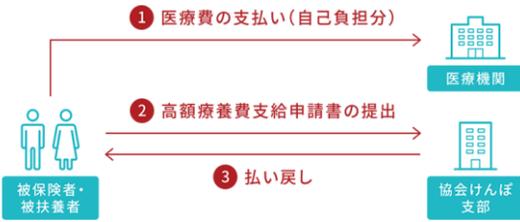
窓口負担額(①4万+②3万+③5万) - 自己負担限度額(57,600円)
= 支給額(62,400円)

詳しい制度説明は裏面をご覧ください ➡

高額療養費

高額療養費とは、1ヵ月間に医療機関でかかった医療費の自己負担額が、上限額（自己負担限度額）を超えた場合に、申請により超えた金額が払い戻される制度です。

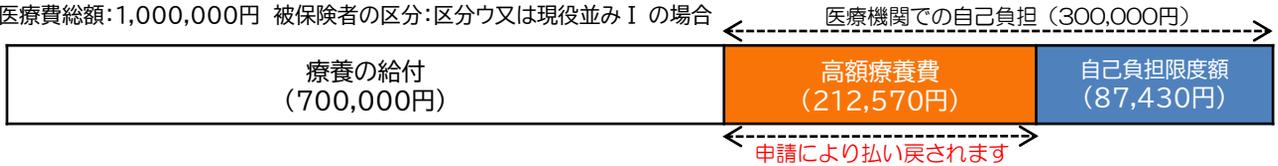
高額療養費のイメージ



70歳未満の加入者の方、70歳以上75歳未満の一部の方について、医療費が高額になることがあらかじめ分かっている場合には、「**限度額適用認定証**」をご利用いただくことにより、自己負担限度額までの支払いにとどめることができるため便利です。



例) 医療費総額:1,000,000円 被保険者の区分:区分ウ又は現役並みⅠの場合



自己負担額の計算方法

自己負担額は、世帯で複数の方が同じ月に受診した場合や、お一人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合、下記の通り、一定の条件を満たしていれば、世帯で合算することができます。

合算のポイント

- ① 受診月(1日から末日)ごと
- ② 受診者ごと
- ③ 医療機関ごと
- ④ 医科・歯科の別ごと
- ⑤ 入院・外来の別ごと
- ⑥ 保険適用分が対象

70歳未満の方
自己負担額が21,000円以上のものが合算できます。

70歳以上75歳未満の方
受診月が同じものは全て合算できます。

自己負担限度額（払い戻しの基準額）

自己負担限度額は、被保険者の所得や受診者の年齢によって異なります。

【70歳未満の方の医療費の自己負担限度額】（表Ⅰ）

被保険者の区分	自己負担限度額	多数該当
区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
区分イ (標準報酬月額53万~79万円の方)	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
区分オ(低所得) (被保険者が市町村民税非課税者等)	35,400円	24,600円

◆市町村民税が非課税であっても、「区分ア」または「区分イ」に該当する場合は、「区分オ」には該当しません。

多数該当とは？

診療月以前の12ヵ月間にすでに3ヵ月以上高額療養費に該当し、4ヵ月目以降の支給に該当することをいい、自己負担限度額が軽減されます。

70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方が混在する場合

次の①~③を比べて支給額が高くなるもので支給します。

①70歳以上75歳未満の加入者の通院自己負担額について、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。(個人ごと。表Ⅱで計算)

②70歳以上75歳未満の加入者について、通院と入院の自己負担額を合計し、世帯全体の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。(表Ⅱで計算)

③「70歳以上75歳未満の世帯全体の自己負担額」と「70歳未満の加入者の自己負担額」を合計し、「表Ⅰの自己負担限度額」を超えた分が払い戻されます。(表Ⅰで計算)

【70歳以上75歳未満の方の医療費の自己負担限度額】（表Ⅱ）

※赤枠部分の方は限度額適用認定証の作成が必要となります。

被保険者の区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)
現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% <多数該当: 140,100円>	
現役並みⅡ (標準報酬月額53万~79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% <多数該当: 93,000円>	
現役並みⅠ (標準報酬月額28万~50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% <多数該当: 44,400円>	
一般 (現役並み・低所得者以外の方)	18,000円 【年間上限144,000千円】	57,600円 <多数該当: 44,400円>
低所得者Ⅱ (被保険者が市町村民税非課税の方)	24,600円	
低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)	15,000円	

◆市町村民税が非課税であっても、「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」に該当する場合は、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」には該当しません。

提出書類

高額療養費支給申請書

ご確認ください!



- 【添付書類】 低所得者の場合 → 市町村民税の非課税証明書又はマイナンバーによる課税情報等の確認申出書等
 ケガ（負傷）の場合 → 負傷原因届

申請期限：診療月の翌月1日から2年以内

70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費

基準日（7月31日）時点の所得区分が、一般区分または低所得区分に該当する場合は、計算期間（前年8月1日～7月31日までの期間）のうち、一般区分または低所得区分であった月の1年間外来療養の自己負担限度額の合計が14万4千円を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

貸付制度

高額療養費の支給は、医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行いますので、診療月から3ヵ月以上かかります。支給まで時間を要するため、医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸付する「高額医療費貸付制度」もあります。詳しくは全国健康保険協会都道府県支部までお問合せください。

医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき

高額介護合算療養費

健康保険の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、1年間（8月1日～翌年7月31日）の「医療保険での自己負担額（高額療養費分を支給した後の金額）」と「介護保険での自己負担額（高額介護サービス費を支給した後の額）」を合計し、基準額を超えた場合、超えた金額が払い戻される制度です。（※超えた金額が501円以上の場合に限りです。）

支給額

支給額は、世帯での医療・介護の自己負担額の年間合計額が、下表の基準額を超える場合に、その超えた金額を両制度の自己負担額の比率に応じて按分し、支給されます。詳細については、協会けんぽまでお問合せください。

●介護合算算定基準額

【70歳以上75歳未満の方】

【70歳未満の方】

被保険者の区分	基準額
区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）	212万円
区分イ（標準報酬月額53万～79万円の方）	141万円
区分ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）	67万円
区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）	60万円
区分オ（被保険者が市区町村民税非課税者等）	34万円

被保険者の区分	基準額
現役並みⅢ（標準報酬月額83万円以上の方）	212万円
現役並みⅡ（標準報酬月額53万～79万円の方）	141万円
現役並みⅠ（標準報酬月額28万～50万円の方）	67万円
一般（現役並み・低所得者以外の方）	56万円
低所得者Ⅱ（被保険者が市区町村民税非課税者等）	31万円
低所得者Ⅰ（所得が一定基準以下）	19万円

提出書類

高額介護合算療養費支給申請書 兼 自己負担額証明書交付申請書

ご確認ください!



- 【添付書類】 自己負担額証明書
 低所得者の場合 → 市町村民税の非課税証明書又はマイナンバーによる課税情報等の確認申出書等

申請期限：基準日の翌日（通常は8月1日）から2年以内に申請
（ただし、8月から翌年7月の途中で該当される方が亡くなられた場合は、死亡日の翌日から2年以内）